

# 上場申請のための有価証券報告書

上場申請会社

ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社

提出会社

日本エイム株式会社

株式会社エイペックス

# 目次

	頁
表紙	
第一部 企業情報 .....	1
第1 企業の概況 .....	1
1. 主要な経営指標等の推移 .....	1
2. 沿革 .....	6
3. 事業の内容 .....	6
4. 関係会社の状況 .....	7
5. 従業員の状況 .....	8
第2 事業の状況 .....	9
1. 業績等の概要 .....	9
2. 生産、受注及び販売の状況 .....	9
3. 対処すべき課題 .....	9
4. 事業等のリスク .....	9
5. 経営上の重要な契約等 .....	12
6. 研究開発活動 .....	12
7. 財政状態及び経営成績の分析 .....	12
第3 設備の状況 .....	13
1. 設備投資等の概要 .....	13
2. 主要な設備の状況 .....	13
3. 設備の新設、除却等の計画 .....	13
第4 上場申請会社の状況 .....	14
1. 株式等の状況 .....	14
2. 自己株式の取得等の状況 .....	31
3. 配当政策 .....	31
4. 株価の推移 .....	31
5. 役員の状況 .....	33
6. コーポレート・ガバナンスの状況 .....	36
第5 経理の状況 .....	39
第6 上場申請会社の株式事務の概要 .....	40
第7 上場申請会社の参考情報 .....	41
1. 上場申請会社の親会社等の情報 .....	41
2. その他の参考情報 .....	41
第二部 上場申請会社の保証会社等の情報 .....	42
第三部 特別情報.....	43
第1 上場申請会社及び連動子会社の最近の財務諸表.....	43

## 【表紙】

### 【提出書類】

### 上場申請のための有価証券報告書

上場申請会社であるユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社は、株式移転により平成19年4月2日に設立される予定であります。

- (注) 1. 本報告書提出日の平成19年1月30日においては、ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社は設立されておきませんが、本報告書は、設立日の平成19年4月2日現在の状況について説明する事前提出書類でありますので、特に必要のある場合を除き、予定・見込である旨の表現は使用していません。
2. 本報告書の提出会社であります日本エイム株式会社及び株式会社エイペックスについての有価証券報告書の開示資料は、EDINET「証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子システム」をご参照ください。

### (上場申請会社)

【提出先】 株式会社ジャスダック証券取引所 代表執行役 殿  
【提出日】 平成19年1月30日  
【会社名】 ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社  
【英訳名】 United Technology Holdings Co., Ltd.  
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 若山 陽一、代表取締役 水谷 智  
【本店の所在の場所】 東京都港区港南二丁目16番4号  
【電話番号】 下記2社の連絡先をご参照ください。  
【事務連絡者氏名】 同上  
【最寄りの連絡場所】 同上  
【電話番号】 同上  
【事務連絡者氏名】 同上

### (上場申請のための有価証券報告書提出会社)

【会社名】 日本エイム株式会社  
【英訳名】 NIHON AIM CO., LTD.  
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 若山 陽一  
【本店の所在の場所】 東京都港区港南二丁目16番4号  
【電話番号】 (03)5783-8711(代表)  
【事務連絡者氏名】 常務取締役 島田 恭介  
【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南二丁目16番4号  
【電話番号】 (03)5783-8711(代表)  
【事務連絡者氏名】 常務取締役 島田 恭介

【会社名】 株式会社エイペックス  
【英訳名】 Apex, Inc.  
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 水谷 智  
【本店の所在の場所】 東京都渋谷区代々木二丁目23番1号  
【電話番号】 (03)5333-1671(代表)  
【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 山川 昌則  
【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区代々木二丁目23番1号  
【電話番号】 (03)5333-1671(代表)  
【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 山川 昌則

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

当社は、新設会社でありますので、記載しておりません。

なお、当社の完全子会社である日本エイム株式会社及び株式会社エイペックスの最近の終了事業年度までの「主要な経営指標等の推移」については、以下のとおりであります。

#### 日本エイム株式会社

##### (1) 連結経営指標等

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成14年3月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月
売上高 (千円)	-	-	-	-	15,303,740
経常利益 (千円)	-	-	-	-	732,432
当期純利益 (千円)	-	-	-	-	375,529
純資産額 (千円)	-	-	-	-	1,714,964
総資産額 (千円)	-	-	-	-	4,096,161
1株当たり純資産額 (円)	-	-	-	-	58,407.51
1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	12,593.26
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	12,050.94
自己資本比率 (%)	-	-	-	-	41.9
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	24.9
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	96.48
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	308,782
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	679,444
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	118,829
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	-	-	-	-	712,012
従業員数 (名)	-	-	-	-	4,237

(注) 1. 第11期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成14年3月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月
売上高 (千円)	2,977,623	4,609,588	7,755,269	11,073,019	15,103,317
経常利益又は 経常損失 ( ) (千円)	38,356	200,787	422,930	201,873	711,316
当期純利益又は 当期純損失 ( ) (千円)	39,897	79,620	190,163	84,176	369,393
資本金 (千円)	109,500	109,500	457,000	457,000	489,880
発行済株式総数 (株)	1,395	6,975	13,975	27,950	29,046
純資産額 (千円)	177,168	256,789	1,288,830	1,299,107	1,708,828
総資産額 (千円)	843,694	1,211,364	2,555,336	2,583,933	3,927,455
1株当たり純資産額 (円)	127,002.73	36,249.37	90,935.99	46,479.69	58,196.26
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	- ( - )	1,100 ( - )	4,000 ( - )	900 ( - )	3,820 ( - )
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 ( ) (円)	35,276.58	10,848.83	16,324.95	3,011.70	12,376.85
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	15,579.01	2,853.26	11,843.85
自己資本比率 (%)	21.0	21.2	50.4	50.3	43.5
自己資本利益率 (%)	-	36.7	24.6	6.5	24.6
株価収益率 (倍)	-	-	74.12	121.19	98.17
配当性向 (%)	-	10.1	24.5	29.9	30.9
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	101,690	159,996	210,663	86,185	-
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	28,550	3,937	91,947	79,367	-
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	113,927	81,699	709,398	171,332	-
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	398,256	472,615	1,300,730	963,845	-
従業員数 (名)	759	1,604	2,545	3,022	4,159

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第7期及び第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株引受権の残高はありますが日本エイム株式会社は平成15年12月12日をもって店頭登録したため、期中平均株価が把握できないことにより記載しておりません。

3. 第7期及び第8期の株価収益率については、日本エイム株式会社は平成15年12月12日をもって店頭登録したため、期中平均株価が把握できないことにより記載しておりません。

4. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。なお、第8期については平成15年3月19日付で株式分割(1:5)、第10期については平成16年5月20日付で株式分割(1:2)を行いました。いずれも1株当たり当期純利益は期首に株式分割が行われたものとして計算しております。

- 5 . 自己資本利益率につきましては、期首期末平均純資産額に基づいて算出しておりますが、第7期においては当期純損失を計上しているため、算出しておりません。
- 6 . 持分法を適用した場合の投資利益については、第10期までは子会社及び関連会社がありませんので、記載しておりません。また、第11期については連結財務諸表を作成しておりますので、記載しておりません。

## 株式会社エイベックス

### (1) 連結経営指標等

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成14年4月	平成15年4月	平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月
売上高 (千円)	981,265	1,676,322	2,985,132	4,446,526	7,270,237
経常利益 (千円)	25,253	88,361	428,800	356,089	483,515
当期純利益 (千円)	15,545	48,681	251,134	158,677	248,096
純資産額 (千円)	432,980	481,369	722,827	2,702,097	3,965,347
総資産額 (千円)	629,774	857,343	1,739,610	4,778,773	6,348,878
1株当たり純資産額 (円)	259,269.66	288,261.30	108,207.71	79,376.51	90,069.55
1株当たり当期純利益 (円)	12,004.22	29,150.31	37,549.99	6,184.45	6,483.44
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	5,010.70	6,291.72
自己資本比率 (%)	68.7	56.1	41.6	56.5	62.5
自己資本利益率 (%)	3.6	10.1	41.7	9.3	7.4
株価収益率 (倍)	-	-	-	24.4	35.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	365,895	277,275	481,162	1,836,316	724,342
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	11,689	141,597	104,281	451,512	444,282
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	302,300	53,090	431,135	2,430,007	1,208,540
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	156,150	344,100	190,071	332,147	370,247
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (名)	8 [1]	12 [2]	15 [4]	45 [2]	47 [2]

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第4期までの株価収益率については、株式会社エイベックス株式は平成16年6月1日付で名古屋証券取引所「セントレックス」市場に上場しており、それ以前については非上場であり、かつ店頭登録もしていませんので記載しておりません。

3. 第4期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第2期及び第3期については新株引受権の残高が、第4期については新株引受権及び新株予約権の残高がありますが、株式会社エイベックス株式は平成16年6月1日付で名古屋証券取引所「セントレックス」市場に上場しており、それ以前については非上場・非登録のため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成14年4月	平成15年4月	平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月
売上高 (千円)	955,200	1,629,566	2,981,198	4,401,034	6,922,186
経常利益 (千円)	10,022	91,521	401,200	397,454	520,046
当期純利益 (千円)	3,360	52,057	226,336	212,938	292,716
資本金 (千円)	196,000	196,000	196,000	1,006,009	1,507,309
発行済株式総数 (株)	1,670	1,670	6,680	34,044	43,966
純資産額 (千円)	420,607	472,432	695,204	2,731,428	4,003,093
総資産額 (千円)	612,793	851,588	1,715,994	4,842,776	6,354,590
1株当たり純資産額 (円)	251,861.02	282,893.48	104,072.52	80,238.16	90,928.16
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	- (-)	2,500 (-)	625 (-)	750 (-)	1,000 (-)
1株当たり当期純利益 (円)	2,595.02	31,172.37	33,882.76	8,299.27	7,677.39
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	6,724.14	7,450.36
自己資本比率 (%)	68.6	55.5	40.5	56.4	63.0
自己資本利益率 (%)	1.2	11.7	38.8	12.4	8.7
株価収益率 (倍)	-	-	-	18.2	29.7
配当性向 (%)	-	8.0	1.8	9.0	13.0
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (名)	7 [1]	11 [2]	14 [4]	17 [2]	20 [2]

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第4期までの株価収益率については、株式会社エイペックス株式は平成16年6月1日付で名古屋証券取引所「セントレックス」市場に上場しており、それ以前については非上場であり、かつ店頭登録もしていませんので記載しておりません。

3. 平成17年4月期の1株当たり配当額750円には、特別配当125円を含んでおります。

4. 第4期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第2期及び第3期については新株引受権の残高が、また第4期については新株引受権及び新株予約権の残高がありますが、株式会社エイペックス株式は平成16年6月1日付で名古屋証券取引所「セントレックス」市場に上場しており、それ以前は非上場・非登録のため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。



## 2【沿革】

年月	事項
平成18年10月	日本エイム株式会社と株式会社エイベックスは、それぞれの株主総会における承認を前提として、株式移転により共同で持株会社を設立する旨の基本合意書を締結することにつき、それぞれの取締役会で決議し、同合意書を締結いたしました。
平成18年11月	両社は、株式移転計画書に調印いたしました。また、両社は、それぞれの取締役会において、それぞれの株主総会に付議すべき株式移転に関する議案の内容を決定いたしました。
平成18年12月	両社は、それぞれの臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社が完全子会社となること並びに株式会社エイベックスの決算期を毎年3月31日に変更することについて承認決議いたしました。
平成19年4月 (予定)	両社が共同して株式移転の方法により当社を設立いたします。 当社の普通株式を株式会社ジャスダック証券取引所並びに株式会社名古屋証券取引所に上場いたします。

## 3【事業の内容】

上場申請会社グループ（以下、「当社グループ」という。）は、上場申請会社及び子会社6社、持分法適用関連会社6社により構成されています。当社グループは、国内外の半導体・FPD(フラット・パネル・ディスプレイ)メーカーに対して、構内作業業務請負サービスを提供する「アウトソーシング事業」、製造装置・装置ユニットを販売する「半導体製造装置関連事業」、デバイス設計(デザイン)サービスを提供する「デザイン・ソフトウェア関連事業」の3つの事業を柱とし、またそれらサービスを一括した、ワンストップ型トータルソリューションサービスを展開しております。

当社は、日本エイム株式会社及び株式会社エイベックスの両社が共同して設立する持株会社として、グループ全体の戦略及び企画の立案並びに両社の統括管理を主たる業務といたします。また、当社は、グループ全体が経営効率の向上と事業分野・機能面における特色・強みを発揮することを実現し、経営理念に基づいた企業価値最大化を実現するために、以下の機能を担ってまいります。

グループの経営資源を有効活用し、シナジー効果を最大限に発揮するために必要なグループ経営戦略の企画・立案・推進機能

グループ全体の資本政策、財務戦略等の企画・立案機能

グループ企業の業務執行の管理、統括、監査及びモニタリングに関する機能

グループ全体の人事戦略に関する機能

グループ全体の営業企画及び商品・サービス戦略に関する機能

グループ全体のコンプライアンス・リスク管理に関する機能

グループ代表会社としての広報・公告・IR戦略に関する機能

当社グループの事業に係る位置付け及び事業の種類別セグメントの関連は次のとおりであります。

### (1) アウトソーシング事業

国内メーカーの構内作業業務の請負を行っており、主要顧客は国内半導体メーカーであります。

### (2) 半導体製造装置関連事業

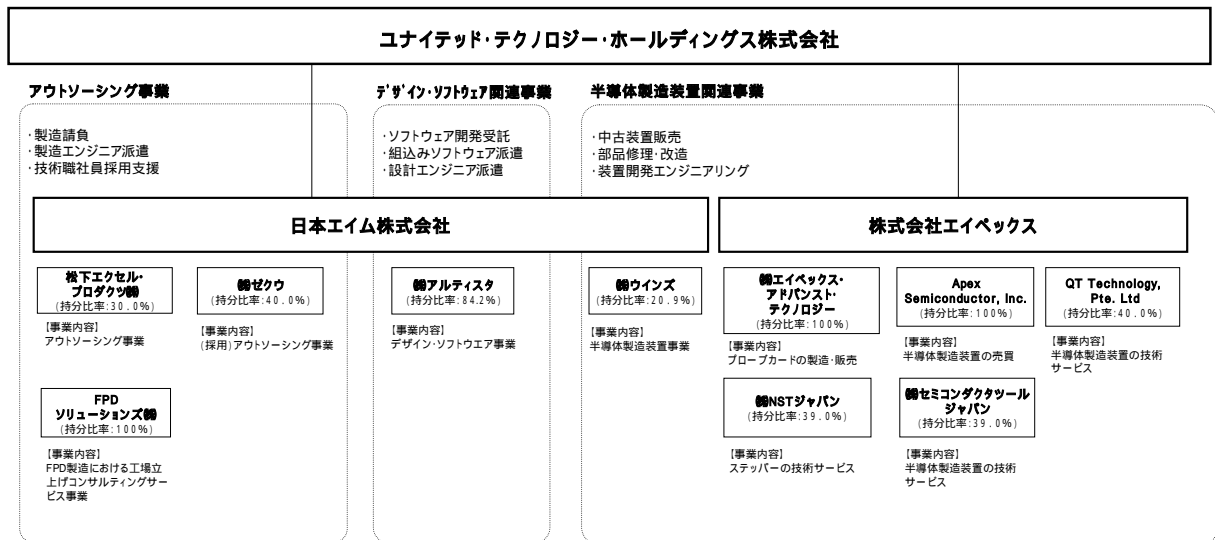
中古半導体製造装置の販売、レトロフィット(旧型装置の改造)、リファビッシュ(旧型装置の改修)や部品の販売等を行っており、主要顧客は国内半導体メーカーであります。

### (3) デザイン・ソフトウェア関連事業

主に半導体デバイスの設計・デザイン請負や設計エンジニアの労働者派遣事業、組込みソフトエンジニアの労働者派遣事業等を行っており、主要顧客は国内半導体メーカーであります。

当社グループの事業系統図を示すと以下のとおりであります。

[ 事業系統図 ]



4 【関係会社の状況】

当社の完全子会社となる両社の状況のみを記載しております。両社の関係会社につきましては、両社の有価証券報告書をご参照願います。

名称	住所	資本金の額 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 日本エイム株式会社 (注) 1. 2. 3	東京都港区	491	半導体・FPD製造等 における生産ライン の一括アウトソーシ ングサービス	100.0	役員の兼任 4人
(連結子会社) 株式会社エイベックス (注) 1. 2. 4	東京都渋谷区	1,509	中古半導体製造装置 の売買及び立上げ再 生等の技術サービス	100.0	役員の兼任 4人

- (注) 1. 特定子会社に該当しております。  
 2. 有価証券報告書を提出しております。  
 3. 日本エイム株式会社の資本金の額は、平成18年9月30日現在の資本金の額であり、今後、株式移転をなすべき時期の前日(平成19年4月1日)までの間に、自己株式の消却、または新株予約権の行使により、増減する可能性があります。  
 4. 株式会社エイベックスの資本金の額は、平成18年10月31日現在の資本金の額であり、今後、株式移転をなすべき時期の前日(平成19年4月1日)までの間に、自己株式の消却、または新株予約権の行使により、増減する可能性があります。

## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

当社は新設会社でありますので、当社の完全子会社となる日本エイム株式会社及び株式会社エイペックスの連結会社の状況を記載しております。

#### 日本エイム株式会社

(平成18年12月31日現在)

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
アウトソーシング事業	6,408
半導体製造装置関連事業	4
デザイン・ソフトウェア関連事業	107
全社(共通)	25
合計	6,544

- (注) 1. 従業員は、就業人員(日本エイム株式会社から他社への出向者を除き、他社から日本エイム株式会社へ  
の出向者を含むほか、準社員及び契約社員を含んでおります。)であります。  
2. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定の事業区分に区分できない管理部門に所属している  
のものであります。

#### 株式会社エイペックス

(平成18年12月31日現在)

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
半導体製造装置事業	15[-]
プローブカード事業	30[-]
統括管理業務	7[1]
合計	52[1]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. 従業員数欄の[外書]は、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いています。

### (2) 上場申請会社の状況

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
約10	-	-	-

- (注) 従業員は日本エイム株式会社及び株式会社エイペックスからの出向によっており、従業員数は、平成19年4  
月2日現在の予定数を記載しております。平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与は未定のため記載しており  
ません。

### (3) 労働組合の状況

上場申請会社

該当事項はありません。

連結子会社

該当事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

当社は新設会社でありますので、記載しておりません。

### 2【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社でありますので、記載しておりません。

### 3【対処すべき課題】

当社は新設会社でありますので、記載しておりません。

### 4【事業等のリスク】

当社は、完全子会社である日本エイム株式会社と株式会社エイベックスの株式を所有することにより、当該会社の経営管理を行うことを目的としております。

以下には、両社の事業に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に全力を挙げて取り組む所存であります。

なお、文中の将来に関する事項は、平成19年1月末現在において各事業会社が判断したものであります。

#### 日本エイム株式会社

日本エイム株式会社グループにおける連結子会社は、会社規模・会社業績も日本エイム株式会社に比して極めて小さく、日本エイム株式会社グループの事業上のリスクに対する連結子会社における事業上のリスクの影響は軽微なものであります。よって、日本エイム株式会社グループの経営上のリスクとして日本エイム株式会社の事業上のリスクを以下に記載しております。

#### (1) アウトソーシング事業について

日本エイム株式会社の中核となるアウトソーシング事業は、メーカーの工場での生産工程における作業を受託する「構内作業業務請負」を主としており、顧客企業との業務請負契約の付属契約として設備などの賃貸借契約を締結し、その中で請負業務を遂行する際に発生する設備などの破損についての責任を負っております。また、日本エイム株式会社は生産性のリスクや不良品発生リスクも担っております。

なお、業務を遂行する「技術職社員」が労働災害に見舞われた場合において、その損害についての責任を負っております。

したがって、これらの損害により当社の費用負担が増加した場合は、業績に影響を及ぼす可能性があります。

日本エイム株式会社では、顧客企業の生産工程に従事する社員を「技術職社員」と呼んでおります。技術職社員の雇用形態には、正社員の外、契約社員も含まれます。

#### (2) 「構内作業業務請負」における業績の変動要因

「構内作業業務請負」においては、顧客であるメーカーのニーズのひとつとして、労務費の変動費化が挙げられます。すなわち専門性の高い即戦力となる人材の確保ということだけでなく、好不況の影響で生産量が変動することにフレキシブルに対応するための戦略として、日本エイム株式会社のような「構内作業業務請負」業者への委託が行われると認識しております。

したがって、不況等により顧客であるメーカーが生産量を減少させる場合には、日本エイム株式会社との契約業務量も縮小される傾向にあり、また同業他社との価格競争が激化する傾向にあります。

一方で、日本エイム株式会社が雇用している技術職社員については、(6)で記載のように長期雇用を原則としておりますので、日本エイム株式会社内での配置転換等が円滑に進まなかった場合には、余剰人員と

なり、日本エイム株式会社の収益を圧迫する可能性があります。

また、日本エイム株式会社の契約業務量が急激に増加する場合には、売上高の増加よりも先行して発生する技術職社員の採用費の負担が大きく影響し、期間損益に悪影響を与える可能性があります。

日本エイム株式会社ではこれらの変動要因を回避するため、顧客企業とパートナーシップを構築して、長期的かつ安定的な製造業務を請け負うことを目指しております。

(3) 特定事業への依存について

日本エイム株式会社は平成7年の設立以来、構内作業業務請負を主な事業としております。

したがって、日本エイム株式会社グループの中核となる日本エイム株式会社の業績は、構内作業業務請負に対する顧客企業のニーズの変化、当該業界での競争激化等の影響を大きく受ける傾向にあります。

(4) 特定の業種への依存について

日本エイム株式会社の取引先は半導体・FPDメーカーや半導体製造装置メーカーが中心であり、全売上高の約7割を占めております。半導体・FPD分野は世界景気や国内景気の影響を受けやすい傾向があり、継続的な売上が確保できない、あるいは売上が急激に変動する場合があります。

(5) 市場について

日本エイム株式会社の中核事業における業界である構内作業業務請負業界は事業主が少なくとも大小合わせて2,000社以上あると推定され、比較的参入障壁が低い業界であります。

また、半導体・FPDメーカーの製造拠点が海外に移転し、国内で生産拠点が減少した場合には、顧客そのものの減少につながり、日本エイム株式会社は売上に大きな影響を受ける可能性があります。

(6) 技術職社員とその雇用について

日本エイム株式会社の受託した業務を遂行するのは、「技術職社員」であります。労働者派遣とは異なり、日本エイム株式会社の構内作業業務請負は長期にわたるため、技術職社員は長期雇用を基本としております。

日本エイム株式会社では受託した業務において、経験ある社員が組織化して指揮命令系統を確立し、チーム単位で業務を遂行する 경우가ほとんどであります。経験やスキルが不足している場合には、受入研修やOJTなどにより技術職社員の技能を向上させております。欠員などが発生した場合は、他の部署で雇用している技術職社員を配置転換させるか、あるいは新たに採用を行っております。技術職社員の雇用について以下の点により業績に影響を与える可能性があります。

技術職社員の採用に当たっては、労働市場の状況により、日本エイム株式会社が必要とする技術職社員の確保が難しい可能性があり、継続的に売上に結びつける事ができない可能性があります。

人材流動化による技術職社員の定着率の低下により、採用費が増加し業績に影響を及ぼす可能性があります。

平成17年以降若年層を中心に労働人口が減少傾向にあります。日本エイム株式会社の技術職社員の平均年齢は30.74歳の若年層であり、労働人口の減少により、採用が困難になり売上に影響を及ぼす可能性があります。

日本エイム株式会社は長期雇用を基本としており、従業員の解雇が困難な場合が考えられますので、適正な請負作業量が確保できない場合、技術職社員の雇用を継続して行うことにより、利益を圧迫する可能性があります。

日本エイム株式会社は地元採用を基本としており、採用環境の悪化等により地元採用が困難になった場合、地方で採用を行うため移動に伴う費用が発生し、利益を圧迫する可能性があります。

[技術職社員の状況]  
平成18年9月30日現在

技術職社員数	平均年齢	平均勤続年数
4,810名	30.74歳	1.44年

(7) 一般社員について

日本エイム株式会社では、営業・企画・技術指導・管理監督などの事務技術的業務、それらに必要な補助的業務を行う社員を「一般社員」と称しております。

日本エイム株式会社は、業績の拡大に伴い採用担当者並びに現場管理者を採用しましたことから、一般社員の平均勤続年数は1.97年(平成18年9月30日現在)となっております。日本エイム株式会社の事業を継続的に運営するために、優秀な人材の確保が一層必要であると考えておりますが、日本エイム株式会社の求める人材が十分に確保できない場合、または現在在職している人材が流出するような場合は、事業計画の遂行に影響を及ぼす可能性があります。

### 株式会社エイベックス

株式会社エイベックスは、以下のリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。投資のリスクに関する投資判断は、以下記載事項及び本項目以外の記載内容も併せて慎重に行われる必要があると考えております。

(1) 商品在庫保有リスクと商品の安定供給について

半導体製造装置の仲介による販売の場合には必ずしも株式会社エイベックス自身が商品(中古半導体製造装置)在庫を保有する必要はありませんが、事業機会を増大させるため、自社で商品在庫を保有することも行っており、これらの商品在庫が半導体市況の低迷や技術革新による陳腐化などの理由から販売出来なかった場合、商品在庫が滞留し、評価損を計上するリスクがあります。在庫装置の評価損計上のルールとしては、取得18ヶ月経過した段階で取得価額の50%、24ヶ月経過した段階で更に取得価額の40%の評価損を計上いたします。株式会社エイベックスでは顧客動向と顧客ニーズを可能なかぎり事前に把握することにより、顧客需要に対して的確、迅速に応える在庫を保有すると同時にリスクの少ない適正商品在庫を保つことを基本方針としております。株式会社エイベックスにおいては、商品(中古半導体製造装置)の確保と適正在庫の維持が最重要事項であると認識し、適正在庫の水準を最大で20億円としております。

平成18年10月31日現在の株式会社エイベックスの在庫残高は、1,943,252千円(販売先が確定している在庫残高250,155千円を除く)あり、また平成19年3月期中間連結会計期間において、31,510千円の在庫評価損を計上いたしました。株式会社エイベックスの保有する商品在庫が長期的に滞留し、在庫評価損を計上した場合、もしくは、装置供給側の事情によって、株式会社エイベックスの商品確保が困難となった場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(2) 連結子会社の累積損失

株式会社エイベックスの連結子会社、株式会社エイベックス・アドバンスト・テクノロジーは、プロンプカードの製造・販売を行っています。同社は、平成16年9月設立ですが、平成18年4月期まで2期連続で営業損失を計上、また営業キャッシュ・フローも赤字となっております。同社は平成19年3月期連結中間会計期間より営業利益を計上するようになりましたが、平成18年10月31日現在で136,932千円の累積損失を抱えております。今後の事業環境の変化により、同社が、継続的に黒字を計上できない場合は、減損会計の適用を受ける可能性もあり、その場合には、株式会社エイベックスグループの業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 為替リスク

株式会社エイベックスの海外売上高比率は、平成18年3月期連結会計年度では68.8%、平成19年3月期中間連結会計期間で51.2%と高水準となっております。海外売上は輸出上のみならず、海外仕入商品の海外現地売上取引も増加しているため、売上、仕入両取引及びこれに伴う債権、債務の為替換算において為替変動リスクが生じ、連結財務諸表上の損益に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 「外国為替及び外国貿易法」に関する規制について

株式会社エイペックスの取り扱う半導体製造装置は、「輸出貿易管理令」で定める『武器』または『主要供給国間で合意した軍事用途にも転用可能な高度技術汎用品』に指定される場合が多く、輸出に関しては装置の該当・非該当の判断、用途の確認、需要者の確認など厳重に管理しております。しかしながら、見解の相違や事前に予期しなかった事態の発生などにより何らかの法的責任を負うこととなり、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他のリスクとリスクマネジメント

上記以外のリスクとして、外注先に関するリスク、MEMSプローブカードの開発リスク、M&Aに関するリスクなど事業活動を進めていく上において、様々なリスクが財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性が考えられます。株式会社エイペックスグループではこうしたリスクを回避、あるいはその影響を最小限に食い止めるため「リスク検討会」を設置し、リスクマネジメント体制の強化に努めております。

**5【経営上の重要な契約等】**

当社は新設会社でありますので、記載しておりません。

**6【研究開発活動】**

当社は新設会社でありますので、記載しておりません。

**7【財政状態及び経営成績の分析】**

当社は新設会社でありますので、記載しておりません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

(1) 上場申請会社

該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

日本エイム株式会社及び株式会社エイパックスの有価証券報告書をご参照ください。

#### 2【主要な設備の状況】

(1) 上場申請会社

該当事項はありません。

(2) 連結子会社

日本エイム株式会社及び株式会社エイパックスの有価証券報告書をご参照ください。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 上場申請会社

該当事項はありません。

(2) 連結子会社

日本エイム株式会社及び株式会社エイパックスの有価証券報告書をご参照ください。



## 第4【上場申請会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	800,000
計	800,000

##### 【発行済株式】

種類	発行数(株) (平成19年4月2日予定)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名
普通株式	210,021	ジャスダック証券取引所 名古屋証券取引所
計	210,021	-

- (注) 1. 発行済株式は、すべて完全議決権株式であり、権利内容になんら限定のない当社における標準となる様式であります。
2. 上記発行数は、今後、株式移転をなすべき時期の前日までの間に、日本エム株式会社及び株式会社エイペックスの自己株式の消却による両社の発行済株式総数の減少、または新株予約権の行使による発行済株式総数の増加に伴い、増減する可能性があります。

#### (2)【新株予約権等の状況】

日本エム株式会社及び株式会社エイペックスは、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行しております。これら両社の新株予約権は、会社法第773条に規定する株式移転計画新株予約権であり、株式移転効力発生日をもって消滅し、同日当該新株予約権の予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付いたします。

なお、当社の新株予約権交付に際しては、株式移転比率に基づき新株予約権の目的たる株式の数を調整いたします。ただし、この調整は、株式移転の効力発生日において対象者が権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものいたします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式移転比率

日本エム株式会社が発行した新株予約権の内容

日本エム株式会社が、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

(平成15年6月27日定時株主総会決議)

	提出日の前月末現在 (平成18年12月31日)
新株予約権の数	267個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	2,670株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり12,000円(注)2
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日から 平成20年6月末日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 12,000円 資本組入額 6,000円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても日本エイム株式会社又は日本エイム株式会社の関連会社の取締役もしくは使用人の地位にあることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認める場合はこの限りでない。</li> <li>2 その他の権利行使の条件は平成15年6月27日開催の定時株主総会及び平成15年7月22日開催の取締役会決議に基づき、日本エイム株式会社と新株予約権者の間で締結した「新株予約権割当契約」に定められている。</li> </ol>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を第三者に譲渡、質入その他一切の処分をすることができないものとする。
会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 日本エイム株式会社は、取締役会の決議により、被割当者が行使し得なくなった本新株予約権を無償で取得することができるものとする。</li> <li>2 日本エイム株式会社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、日本エイム株式会社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき、その他企業再編等において日本エイム株式会社取締役会が必要と認めるときは、本新株予約権の全部を取締役会の決定する価額(無償を含む。)で取得することができる。</li> <li>3 日本エイム株式会社は、いつでも本新株予約権を買入れ、又は取得することができるものとする。</li> </ol>

(注) 1 日本エイム株式会社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

上記の他、日本エイム株式会社が合併又は会社分割もしくは資本の減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数を調整すべき事由が生じた場合は、合併又は会社分割の条件、もしくは資本の減少の程度等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、平成16年2月16日開催の取締役会決議により、平成16年3月31日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式を、平成16年5月20日付で1株を2株に分割いたしました。また、平成18年2月13日開催の取締役会決議により、平成18年3月31日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式を、平成18年4月1日付で1株を5株に分割いたしました。このため、平成16年5月21日からの目的となる株式の数、払込金、発行価格及び資本組入額がそれぞれ調整されております。

- 2 新株予約権の発行後、日本エイム株式会社が株式分割又は併合を行う場合には、1株当たりの払込価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記の他、日本エイム株式会社が合併又は会社分割もしくは資本の減少を行う場合等、払込価額を調整すべき事由が生じた場合は、合併又は会社分割の条件、もしくは資本減少の程度等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

(平成16年6月26日定時株主総会決議)

	提出日の前月末現在 (平成18年12月31日)
新株予約権の数	289個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,445株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり191,420円(注)2
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日から 平成21年6月末日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 191,420円 資本組入額 95,710円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても日本エイム株式会社及び日本エイム株式会社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役及び従業員又は顧問等の地位にあることを要するものとし、日本エイム株式会社及び日本エイム株式会社の子会社もしくは関連会社の顧問等である新株予約権者については、新株予約権の行使に先立ち、取締役会の承認を要する。</li> <li>2 その他の権利行使の条件は平成16年6月26日開催の定時株主総会及び平成16年8月9日開催の取締役会決議に基づき、日本エイム株式会社と新株予約権者の間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められている。</li> </ol>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、日本エイム株式会社取締役会の承認を要するものとする。
会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 日本エイム株式会社は、取締役会の決議により、被割当者が行使し得なくなった本新株予約権を無償で取得することができるものとする。</li> <li>2 日本エイム株式会社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、日本エイム株式会社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき、その他企業再編等において日本エイム株式会社取締役会が必要と認めるときは、本新株予約権の全部を取締役会の決定する価額(無償を含む。)で取得することができる。</li> <li>3 日本エイム株式会社は、いつでも本新株予約権を買入れ、又は取得することができるものとする。</li> </ol>

(注) 1 日本エイム株式会社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記の他、日本エイム株式会社が合併又は会社分割もしくは資本の減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数を調整すべき事由が生じた場合は、合併又は会社分割の条件、もしくは資本の減少の程度等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、平成18年2月13日開催の取締役会決議により、平成18年3月31日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式を、平成18年4月1日付で1株を5株に分割いたしました。このため、目的となる株式の数、払込金、発行価格及び資本組入額がそれぞれ調整されております。

2 新株予約権の発行後、日本エイム株式会社が株式分割又は併合を行う場合には、1株当たりの払込価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記の他、日本エイム株式会社が合併又は会社分割もしくは資本の減少を行う場合等、払込価額を調整すべき事由が生じた場合は、合併又は会社分割の条件、もしくは資本減少の程度等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

(平成17年6月25日定時株主総会決議)

	提出日の前月末現在 (平成18年12月31日)
新株予約権の数	773個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	3,865株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり120,000円(注)2
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日から 平成22年6月末日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 120,000円 資本組入額 60,000円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても日本エイム株式会社及び日本エイム株式会社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役及び従業員又は顧問等の地位にあることを要するものとし、日本エイム株式会社及び日本エイム株式会社の子会社もしくは関連会社の顧問等である新株予約権者については、新株予約権の行使に先立ち、取締役会の承認を要する。</li> <li>2 その他の権利行使の条件は平成17年6月25日開催の定時株主総会及び平成17年11月14日開催の取締役会決議に基づき、日本エイム株式会社と新株予約権者の間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められている。</li> </ol>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、日本エイム株式会社取締役会の承認を要するものとする。
会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 日本エイム株式会社は、取締役会の決議により、被割当者が行使し得なくなった本新株予約権を無償で取得することができるものとする。</li> <li>2 日本エイム株式会社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、日本エイム株式会社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき、その他企業再編等において日本エイム株式会社取締役会が必要と認めるときは、本新株予約権の全部を取締役会の決定する価額(無償を含む。)で取得することができる。</li> <li>3 日本エイム株式会社は、いつでも本新株予約権を買入れ、又は取得することができるものとする。</li> </ol>

(注) 1 日本エイム株式会社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記の他、日本エイム株式会社が合併又は会社分割もしくは資本の減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数を調整すべき事由が生じた場合は、合併又は会社分割の条件、もしくは資本の減少の程度等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、平成18年2月13日開催の取締役会決議により、平成18年3月31日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式を、平成18年4月1日付で1株を5株に分割いたしました。このため、目的となる株式の数、払込金、発行価格及び資本組入額がそれぞれ調整されております。

2 新株予約権の発行後、日本エイム株式会社が株式分割又は併合を行う場合には、1株当たりの払込価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記の他、日本エイム株式会社が合併又は会社分割もしくは資本の減少を行う場合等、払込価額を調整すべき事由が生じた場合は、合併又は会社分割の条件、もしくは資本減少の程度等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

(平成17年6月25日定時株主総会決議)

	提出日の前月末現在 (平成18年12月31日)
新株予約権の数	35個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	175株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり134,800円(注)2
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日から 平成22年6月末日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 134,800円 資本組入額 67,400円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても日本エイム株式会社及び日本エイム株式会社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役及び従業員又は顧問等の地位にあることを要するものとし、日本エイム株式会社及び日本エイム株式会社の子会社もしくは関連会社の顧問等である新株予約権者については、新株予約権の行使に先立ち、取締役会の承認を要する。</li> <li>2 その他の権利行使の条件は平成17年6月25日開催の定時株主総会及び平成17年12月19日開催の取締役会決議に基づき、日本エイム株式会社と新株予約権者の間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められている。</li> </ol>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、日本エイム株式会社取締役会の承認を要するものとする。
会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 日本エイム株式会社は、取締役会の決議により、被割当者が行使し得なくなった本新株予約権を無償で取得することができるものとする。</li> <li>2 日本エイム株式会社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、日本エイム株式会社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき、その他企業再編等において日本エイム株式会社取締役会が必要と認めるときは、本新株予約権の全部を取締役会の決定する価額(無償を含む。)で取得することができる。</li> <li>3 日本エイム株式会社は、いつでも本新株予約権を買入れ、又は取得することができるものとする。</li> </ol>

(注) 1 日本エイム株式会社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

上記の他、日本エイム株式会社が合併又は会社分割もしくは資本の減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数を調整すべき事由が生じた場合は、合併又は会社分割の条件、もしくは資本の減少の程度等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、平成18年2月13日開催の取締役会決議により、平成18年3月31日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式を、平成18年4月1日付で1株を5株に分割いたしました。このため、目的となる株式の数、払込金、発行価格及び資本組入額がそれぞれ調整されております。

2 新株予約権の発行後、日本エイム株式会社が株式分割又は併合を行う場合には、1株当たりの払込価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$



上記の他、日本エイム株式会社が合併又は会社分割もしくは資本の減少を行う場合等、払込価額を調整すべき事由が生じた場合は、合併又は会社分割の条件、もしくは資本減少の程度等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

(平成17年6月25日定時株主総会決議)

	提出日の前月末現在 (平成18年12月31日)
新株予約権の数	80個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	400株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり249,000円(注)2
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日から 平成22年6月末日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 249,000円 資本組入額 124,500円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても日本エイム株式会社及び日本エイム株式会社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役及び従業員又は顧問等の地位にあることを要するものとし、日本エイム株式会社及び日本エイム株式会社の子会社もしくは関連会社の顧問等である新株予約権者については、新株予約権の行使に先立ち、取締役会の承認を要する。</li> <li>2 その他の権利行使の条件は平成17年6月25日開催の定時株主総会及び平成18年4月27日開催の取締役会決議に基づき、日本エイム株式会社と新株予約権者の間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められている。</li> </ol>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、日本エイム株式会社取締役会の承認を要するものとする。
会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 日本エイム株式会社は、取締役会の決議により、被割当者が行使し得なくなった本新株予約権を無償で取得することができるものとする。</li> <li>2 日本エイム株式会社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、日本エイム株式会社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき、その他企業再編等において日本エイム株式会社取締役会が必要と認めるときは、本新株予約権の全部を取締役会の決定する価額(無償を含む。)で取得することができる。</li> <li>3 日本エイム株式会社は、いつでも本新株予約権を買入れ、又は取得することができるものとする。</li> </ol>

(注) 1 日本エイム株式会社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

上記の他、日本エイム株式会社が合併又は会社分割もしくは資本の減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数を調整すべき事由が生じた場合は、合併又は会社分割の条件、もしくは資本の減少の程度等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

2 新株予約権の発行後、日本エイム株式会社が株式分割又は併合を行う場合には、1株当たりの払込価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記の他、日本エイム株式会社が合併又は会社分割もしくは資本の減少を行う場合等、払込価額を調整すべき事由が生じた場合は、合併又は会社分割の条件、もしくは資本減少の程度等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

エイベックス株式会社が発行した新株予約権の内容

株式会社エイベックスが、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

(平成15年11月14日臨時株主総会決議)

	提出日の前月末現在 (平成18年12月31日)
新株予約権の数	397個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,191株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり33,334円(注)2
新株予約権の行使期間	平成17年11月15日から 平成25年11月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 33,334円 資本組入額 16,667円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件	<p>1 株式会社エイベックスが消滅会社となる合併契約書承認の議案、株式会社エイベックスが完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、株式会社エイベックスは新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>2 新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき、行使できないものが生じたときは、株式会社エイベックスは当該新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>3 新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、株式会社エイベックスは当該新株予約権を無償で取得することができる。</p>

(注) 1 株式会社エイベックスが新株予約権発行日(以下、「発行日」という。)後に株式の分割又は株式の併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

なお、平成15年10月22日開催の取締役会決議により、平成15年11月13日付で株式分割(1株を4株に分割)をおこなっております。また、平成16年6月21日開催の取締役会決議により、平成16年9月21日付で株式分割(1株を3株に分割)をおこなっております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額及び資本組入額」が調整されております。

2 発行後、株式の分割又は併合が行われる場合、上記払込金額は分割又は併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ×  $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、発行日後、時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権及び商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権の行使により新株式を発行する場合を除く。)又は自己株式の処分が行われる場合、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。なお、時価を下回る価額で自己株式の処分が行われる場合、次の調整式において既発行株式数から処分する自己株式数を控除するものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新株式発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

また、発行日後、株式会社エイペックスが他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が継承される場合、株式会社エイペックスが他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は株式会社エイペックスが新設分割若しくは吸収分割を行う場合、株式会社エイペックスは払込金額を調整することができるものとする。

### 3 新株予約権の行使の条件

- 1) 新株予約権の発行時において株式会社エイペックス又は株式会社エイペックスの子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあり、新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、株式会社エイペックス又は株式会社エイペックスの子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとする。但し、株式会社エイペックス又は株式会社エイペックスの子会社の取締役、監査役又は従業員が任期満了による退任又は定年による退職により株式会社エイペックス又は株式会社エイペックスの子会社における当該地位を失った場合はこの限りではない。また、その他正当な理由のある場合には、新株予約権の数及び行使の時期につき株式会社エイペックス取締役会の承認を得た場合も同様とする。
- 2) 新株予約権の発行時において株式会社エイペックスの業務提携先企業（以下、「同社」という）の代表取締役又は株式会社エイペックスへの同社出向社員の立場にあり、新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当該業務提携先企業の取締役又は株式会社エイペックスへの同社出向社員の立場にあることを要するものとする。但し、株式会社エイペックスへの同社出向社員が株式会社エイペックスに入社し、株式会社エイペックス従業員の地位を得た場合はこの限りではない。また、その他正当な理由のある場合には、新株予約権の数及び行使の時期につき株式会社エイペックス取締役会の承認を得た場合も同様とする。
- 3) 割当を受けた者の相続人による本件新株予約権の行使は認めないものとする。

### 持株会社の新株予約権発行要領

日本エム株式会社及び株式会社エイペックスは、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行しております。これら両社の新株予約権は、会社法第773条に規定する株式移転計画新株予約権であり、株式移転効力発生日をもって消滅し、同日当該新株予約権の予約権者に対してこれに代わる持株会社の新株予約権を交付いたします。

なお、持株会社の新株予約権交付に際しては、株式移転比率に基づき新株予約権の目的となる株式数を調整いたします。ただし、この調整は、株式移転の効力発生日において対象者が権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式移転比率}$$

株主総会の特別決議日	日本エイム株式会社 定時株主総会 平成15年6月27日	株式会社エイベックス 臨時株主総会 平成15年11月14日	日本エイム株式会社 定時株主総会 平成16年6月26日
新株予約権の数(個) (注)1	267	397	289
新株予約権の目的となる株式の種類及び数 (注)2	普通株式 3,033株	普通株式 1,191株	普通株式 1,596株
新株予約権の行使期間 (注)3	平成19年4月2日から 平成20年6月末日まで	平成19年4月2日から 平成25年11月14日まで	平成19年4月2日から 平成21年6月末日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	12,000円 (注)4	33,334円 (注)5	191,420円 (注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本に組み入れる額 (注)6	6,000円	16,667円	95,710円
新株予約権の行使条件	(注)7	(注)8	(注)9
新株予約権の譲渡制限	新株予約権を第三者に譲渡、質入その他一切の処分をすることができないものとする。	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	本新株予約権の譲渡については、ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社取締役会の承認を要するものとする。
会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件	(注)11	(注)12	(注)11

株主総会の特別決議日	日本エイム株式会社 定時株主総会 平成17年6月25日	日本エイム株式会社 定時株主総会 平成17年6月25日	日本エイム株式会社 定時株主総会 平成17年6月25日
新株予約権の数(個) (注)1	773	35	80
新株予約権の目的となる株式の種類及び数 (注)2	普通株式 4,404株	普通株式 196株	普通株式 456株
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日から 平成22年6月末日まで	平成19年7月1日から 平成22年6月末日まで	平成19年7月1日から 平成22年6月末日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	120,000円 (注)4	134,800円 (注)4	249,000円 (注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本に組み入れる額 (注)6	60,000円	67,400円	124,500円
新株予約権の行使条件	(注)10	(注)10	(注)10
新株予約権の譲渡制限	本新株予約権の譲渡については、ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社取締役会の承認を要するものとする。	本新株予約権の譲渡については、ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社取締役会の承認を要するものとする。	本新株予約権の譲渡については、ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社取締役会の承認を要するものとする。
会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件	(注)11	(注)11	(注)11

(注) 1. 新株予約権の数は平成18年12月末現在のものであり、今後の行使状況により変動する。

2. ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記の他、ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社が合併又は会社分割もしくは資本の減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数を調整すべき事由が生じた場合は、合併又は会社分割の条件、もしくは資本の減少の程度等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

また、目的となる株式数は平成18年12月末現在のものであり、今後の行使状況により変動する。

3. 株式移転の手續き上、やむを得ない事由が生じたことにより持株会社の設立が平成19年4月3日以降になった場合には、持株会社設立日を新株予約権の行使期間の始期とする。
4. 新株予約権発行後、ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社が株式分割又は併合を行う場合には、1株当たりの払込価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記の他、ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社が合併又は会社分割もしくは資本の減少を行う場合等、払込価額を調整すべき事由が生じた場合は、合併又は会社分割の条件、もしくは資本減少の程度等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整するものとします。

5. 発行後、株式の分割又は併合が行われる場合、上記払込価格は分割又は併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後、時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権及び商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権の行使により新株式を発行する場合を除く。)又は自己株式の処分が行われる場合、上記払込価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。なお、時価を下回る価額で自己株式の処分が行われる場合、次の調整式において既発行株式数から処分する自己株式数を控除するものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新株発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

また、発行日後、ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が継承される場合、ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社が他と株式交換を行い完全親会社となる場合、又はユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社は払込価額を調整することができるものとする。

6. 新株予約権の行使により新株を発行する場合のその新株の発行価額中資本に組み入れる額は、当該発行価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げた額とする。
7. 新株予約権の行使の条件
- 1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においてもユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社又はユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社の子会社もしくは関連会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、正当な理由があると取締役会が認める場合はこの限りでない。
  - 2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
  - 3) 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
  - 4) 新株予約権の割当を受けたユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社又はユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社の子会社の従業員で、前記の新株予約権の権利行使期間中の各年(7月1日から翌年6月末日まで)において、当該権利行使期間の前年度の業績評価が著しく低く、権利行使する者として適当でないと取締役会で判断した者は当該年の権利行使ができない。
8. 新株予約権の行使の条件
- 1) 新株予約権の発行時において株式会社エイペックス又は株式会社エイペックスの子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあり、新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社又はユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、株式会社エイペックス又は株

株式会社エイベックスの子会社の取締役、監査役又は従業員が任期満了により退任又は定年による退職により株式会社エイベックス又は株式会社エイベックスの子会社における当該地位を失った場合はこの限りではない。また、その他正当な理由のある場合には、新株予約権の数及び行使の時期につきユニテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社取締役会の承認を得た場合も同様とする。

- 2) 新株予約権の発行時において株式会社エイベックスの業務提携先企業（以下、「同社」という。）の代表取締役又は株式会社エイベックスへの同社出向社員の立場にあり、新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当該業務提携先企業の取締役又はユニテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社又はユニテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社の関連会社への同社出向社員の立場にあることを要する。ただし、株式会社エイベックスへの同社出向社員がユニテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社又はユニテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社の関連会社へ入社し、ユニテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社従業員の地位を得た場合はこの限りではない。また、その他正当な理由のある場合には、新株予約権の数及び行使の時期につきユニテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社取締役会の承認を得た場合も同様とする。
- 3) 割当を受けた者の相続人による本件新株予約権の行使は認めないものとする。

#### 9. 新株予約権の行使の条件

- 1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においもユニテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社及びユニテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役及び従業員又は顧問等の地位にあることを要するものとし、ユニテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社及びユニテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社の子会社もしくは関連会社の顧問等である新株予約権者については、新株予約権の行使に先立ち、ユニテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社取締役会の承認を要する。
- 2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- 3) 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

#### 10. 新株予約権の行使の条件

- 1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においてもユニテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社及びユニテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役及び従業員又は顧問等の地位にあることを要するものとし、ユニテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社及びユニテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社の子会社もしくは関連会社の顧問等である新株予約権者については、新株予約権の行使に先立ち、ユニテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社取締役会の承認を要する。
- 2) 新株予約権者がユニテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社及びユニテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役及び従業員又は顧問等の地位を失った場合において、取締役会が、正当な理由があると認めた場合については行使を認める。
- 3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- 4) 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

#### 11. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- 1) ユニテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社は、取締役会の決議により、被割当者が行使し得なくなった本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- 2) ユニテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、ユニテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき、その他企業再編等においてユニテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社取締役会が必要と認めるときは、本新株予約権の全部を取締役会の決定する価額（無償を含む。）で取得することができる。
- 3) ユニテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社は、いつでも本新株予約権を買入れ、又は取得することができるものとする。

#### 12. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- 1) ユニテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、ユニテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、ユニテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社は新株予約権を無償で取得することができる。
- 2) 新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき、行使できないものが生じたときは、ユニテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- 3) 新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、ユニテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

## (3)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年 月 日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済 株式総数残 高(株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年4月2日	210,021	210,021	2,000,000	2,000,000	2,400,000	2,400,000

(注) 発行済株式総数は、平成18年12月31日現在の日本エイム株式会社と株式会社エイペックスの発行済株式総数を前提として算定しております。今後、株式移転をなすべき時期の前日(平成19年4月1日)までの間に、自己株式の消却、または新株予約権の行使により発行済株式総数、資本金及び資本準備金が増減する可能性があります。

## (4)【所有者別状況】

区分	株式の状況								単元未満 株式の 状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	証券会社	その他 の法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	12	21	44	31	4	3,902	4,014	-
所有株式数 (株)	-	46,288	1,572	20,036	12,337	70	129,487	209,790	0.77
所有株式数の 割合(%)	-	22.06	0.75	9.55	5.88	0.04	61.72	100	-

(注) 平成18年9月30日現在の日本エイム株式会社及び平成18年10月31日現在の株式会社エイペックスの所有者別状況に基づき、株式移転の際の株式割当比率を勘案して作成しております。

なお、最近の基準日等(日本エイム株式会社 平成18年9月30日、株式会社エイペックス 平成18年10月31日)現在の両社の状況は次のとおりであります。

## 日本エイム株式会社

平成18年9月30日現在

区分	株式の状況								端株 の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	証券会社	その他 の法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	9	13	18	20	1	2,305	2,366	-
所有株式数 (株)	-	39,199	729	7,998	7,890	4	89,535	145,355	-
所有株式数の 割合(%)	-	26.97	0.50	5.50	5.43	0.00	61.60	100	-

(注) 上記「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が10株含まれております。

## 株式会社エイペックス

平成18年10月31日現在

区分	株式の状況								端株 の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	証券会社	その他 の法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	8	26	11	3	1,597	1,648	-
所有株式数 (株)	-	1,602	741	10,919	3,343	66	27,418	44,089	0.77
所有株式数の 割合(%)	-	3.63	1.68	24.77	7.58	0.15	62.19	100	-

(注) 1. 自己株式5.77株は、「個人その他」に5株、「端株の状況」に0.77株を含めて記載しております。



2. 上記「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が60株含まれております。

(5)【大株主の状況】

区分	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
若山 陽一	東京都港区	77,508	36.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2-11-3	16,575	7.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-11	16,443	7.84
水谷 智	東京都世田谷区	11,884	5.66
有限会社コベルニクス	東京都渋谷区広尾3-17-1	8,898	4.24
テイボンアソシエイツ株式会社	東京都港区北青山3-6-16	6,667	3.18
日興シティ信託銀行株式会社	東京都品川区東品川2-3-14	4,907	2.34
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-12	4,820	2.30
加藤 慎一郎	神奈川県横浜市中区	2,850	1.36
ザバンクオブニューヨークノントリー ティージャスデックアカウント 常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1 カストディ業務部	2,810	1.34
計	-	153,362	73.10

(注) 平成18年9月30日現在の日本エイム株式会社及び平成18年10月31日現在の株式会社エイベックスの大株主の状況に基づき、株式移転の際の株式移転比率を勘案して作成しております。

(6)【議決権の状況】

【発行済株式】

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(相互保有株式) 普通株式 1,916	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 208,105	208,105	-
端株	(相互保有株式) 普通株式 0.77	-	-
発行済株式総数	210,021	-	-
総株主の議決権	-	208,105	-

(注) 平成18年9月30日現在の日本エイム株式会社及び平成18年10月31日現在の株式会社エイベックスの株式の状況に基づき、株式移転の際の株式移転比率を勘案して作成しております。

【自己株式等】

所有者の 氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(相互保有株式) 日本エイム株式会社	東京都港区港南 二丁目16番4号	1,911	-	1,911	0.91
(相互保有株式) 株式会社エイベックス	東京都渋谷区代々木 二丁目23番1号	5.77	-	5.77	0.00
計	-	1,916.77	-	1,916.77	0.91

(注) 平成18年9月30日現在の日本エイム株式会社及び平成18年10月31日現在の株式会社エイベックスの株式の状況に基づき、株式移転の際の株式移転比率を勘案して作成しております。

(7)【ストックオプション制度の内容】

日本エイム株式会社及び株式会社エイベックスが旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、株式移転効力発生日をもって消滅し、同日当該新株予約権の予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付いたします。

両社の新株予約権の内容は、「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

2【自己株式の取得等の状況】

当社は新設会社でありますので、記載しておりません。

3【配当政策】

株主への配当につきましては、当社の株式を長期的かつ安定的に保有していただくため、安定配当を維持していくことを基本としながら、当期の収益の状況や今後の見通し、配当性向などを総合的に勘案して決定すべきものと考えております。

将来にわたる株主利益の確保を目的として、内部留保資金につきましては、継続的な低コスト体質を追求するとともに、事業構造の高度化、高付加価値化を図るために有効投資してまいりたいと考えております。

なお、当社は中間配当制度を導入いたします。

4【株価の推移】

当社は新設会社でありますので、記載しておりません。

なお、当社の完全子会社である日本エイム株式会社及び株式会社エイベックスの「株価の推移」につきましては、以下のとおりであります。

日本エイム株式会社

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成14年3月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月
最高 (円)	-	-	1,030,000 1 630,000	391,000 1,370,000	1,320,000 2 244,000
最低 (円)	-	-	425,000	256,000 228,000	346,000 2 202,000

(注) 1. 最高・最低株価は、平成16年12月13日以降はジャスダック証券取引所におけるものであり、平成16年12月12日以前は日本証券業協会におけるものであります。なお、第10期の最高・最低株価のうち、印は日本証券業協会の公表のものであります。

2. 日本エイム株式会社株式は平成15年12月12日付で、日本証券業協会に登録いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

3. 1印は株式分割(1:2)による権利落後の株価であります。

4. 2印は株式分割(1:5)による権利落後の株価であります。

(2)【最近6ヶ月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年7月	平成18年8月	平成18年9月	平成18年10月	平成18年11月	平成18年12月
最高 (円)	248,000	264,000	276,000	262,000	236,000	220,000
最低 (円)	200,000	230,000	225,000	207,000	190,000	183,000

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

**株式会社エイベックス**

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成14年4月	平成15年4月	平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月
最高 (円)	-	-	-	1,530,000	279,000
最低 (円)	-	-	-	91,600	127,000

(注) 1. 最高・最低株価は、名古屋証券取引所セントレックス市場におけるものであります。

2. 株式会社エイベックスは平成16年6月1日をもって名古屋証券取引所セントレックス市場に上場したため、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2)【最近6ヶ月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年7月	平成18年8月	平成18年9月	平成18年10月	平成18年11月	平成18年12月
最高 (円)	216,000	206,000	205,000	206,000	202,000	186,000
最低 (円)	170,000	185,000	177,000	180,000	159,000	153,000

(注) 最高・最低株価は、名古屋証券取引所セントレックス市場におけるものであります。

## 5【役員の状況】

役名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数
取締役社長 (代表取締役)	若山 陽一	昭和46年2月23日生	平成元年10月 ㈱テンポラリーセンター(現㈱パソナ)入社 平成3年9月 ㈱クリスタル入社 平成6年5月 (有)セイブコーポレーション設立 専務取締役 平成7年4月 エイムシーアイシー(有)設立 代表取締役 平成8年7月 日本エイム㈱に改組 代表取締役社長(現任) 平成17年6月 ゲンダイエージェンシー㈱ 社外取締役(現任) 平成19年4月 当社 代表取締役社長(予定)	67,990
取締役 (代表取締役)	水谷 智	昭和35年12月11日生	昭和58年4月 コンピュータサービス㈱(現CSK㈱)入社 昭和59年7月 ㈱キャニオントレーディング設立 代表取締役 昭和61年10月 日本コムディスコ㈱入社 平成7年9月 同社代表取締役 平成8年4月 コムディスコジャパン 代表 平成9年9月 ㈱コミットイクイップメントマネジメントサービ ス 副社長 平成12年5月 ㈱エイベックス設立 代表取締役社長(現任) 平成13年5月 Apex Semiconductor, Inc. 取締役(現任) 平成16年9月 ㈱エイベックス・アドバンスト・テクノロジー 取締役 平成18年6月 テイボンアソシエイツ㈱ 取締役(現任) 平成19年4月 当社 代表取締役(予定)	11,856
取締役	加藤 慎一郎	昭和45年8月24日生	平成3年4月 協栄物産㈱入社 平成7年1月 (有)セイブコーポレーション入社 平成7年4月 エイムシーアイシー(有)設立 取締役 平成8年7月 日本エイム㈱に改組 取締役 平成12年6月 同社取締役退任 平成12年7月 エイムハーツ㈱設立 代表取締役 平成13年4月 日本エイム㈱ 取締役 平成16年4月 同社 専務取締役(現任) 平成17年4月 同社 専務取締役中日本営業/採用担当(現任) 平成19年4月 当社 取締役(予定)	2,500
取締役	中川 晃次	昭和37年1月11日生	昭和59年4月 ㈱川島織物入社 昭和59年11月 ローム㈱入社 平成12月2月 ㈱コミットイクイップメントマネジメントサービ ス入社 平成12年5月 ㈱エイベックス設立 取締役(現任) 西日本営業 本部長 平成13年5月 Apex Semiconductor Inc. 取締役(現任) 平成15年7月 ㈱エイベックス技術本部長 平成18年5月 同社西日本営業本部長(現任) 平成18年5月 ㈱NSTジャパン代表取締役(現任) 平成19年4月 当社 取締役(予定)	735
取締役	島田 恭介	昭和45年1月12日生	平成4年4月 ㈱足利銀行入行 平成12年9月 日本エイム㈱入社 平成13年4月 同社取締役経営管理部門担当 平成16年4月 同社常務取締役 平成17年4月 同社常務取締役経営管理部門担当(現任) 平成19年4月 当社 取締役(予定)	1,125

役名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数
取締役	辺見 匡文	昭和37年6月28日生	昭和61年4月 ㈱ケージーケイ入社 平成3年7月 大倉商事(株)入社 平成8年1月 日本パラメトリック・テクノロジー(株)入社 平成9年2月 ㈱コミットイクイップメントマネジメントサービス入社 平成12年5月 ㈱エイベックス設立 取締役(現任) 東日本営業本部長 平成13年5月 Apex Semiconductor, Inc. 監査役(現任) 平成15年7月 ㈱エイベックス営業本部長 平成16年9月 ㈱エイベックス・アドバンスト・テクノロジー取締役 平成18年5月 ㈱エイベックス 東日本営業本部長(現任) 平成19年4月 当社 取締役(予定)	735
取締役	栗山 勝宏	昭和42年11月3日生	昭和61年4月 茨城県美浦村役場入庁 平成2年5月 (有)塚本運輸入社 平成6年10月 ㈱アクティス入社 平成10年2月 同社生産部長 平成12年2月 同社取締役生産本部長 平成13年4月 American Employment Solutions, Inc 社長 平成13年8月 ㈱ジオン入社 軽作業請負営業、新規立上げ営業所責任者 平成13年12月 日本エイム(株)取締役(現任) 平成17年4月 同社取締役九州中国支社長 平成18年4月 同社取締役中四国九州営業/技術担当(現任) 平成19年4月 当社 取締役(予定)	975
取締役	山川 昌則	昭和37年5月23日生	昭和62年4月 三井農林(株)入社 平成3年6月 ㈱エイ・アイ・エイ(現ジー・アイアール・コーポレーション(株))入社 平成13年8月 ㈱プライム・システム(現サンライズ・テクノロジー(株))入社 平成16年5月 ㈱エイベックス入社社長室次長 平成17年1月 同社経営管理本部長(現任) 平成17年8月 同社執行役員 平成18年7月 同社取締役(現任) 平成19年4月 当社 取締役(予定)	

役名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数
常勤監査役	木村 光彦	昭和26年11月18日生	昭和49年4月 ロケットボイラー工業(株)入社 昭和58年3月 日本テキサス・インスツルメンツ(株) 美浦工場入社 平成11年10月 (株)森製作所 専務取締役 平成15年10月 日本エイム(株)入社 平成16年11月 同社内部監査室長 平成17年6月 同社監査役(現任) 平成19年4月 当社 常勤監査役(予定)	
監査役	高井 伸夫	昭和12年5月9日生	昭和38年3月 最高裁判所司法研修所修了 昭和38年4月 日本弁護士連合会弁護士登録 (第一東京弁護士会所属) 昭和38年4月 孫田・高梨法律事務所 入所 昭和48年1月 高井伸夫法律事務所開設 所長(現任) 平成15年6月 日本エイム(株)監査役(現任) 平成19年4月 当社 監査役(予定)	
監査役	渡邊 顯	昭和22年2月16日生	昭和48年3月 最高裁判所司法研修所修了 昭和48年4月 日本弁護士連合会弁護士登録 (第一東京弁護士会所属) 平成元年4月 成和共同法律事務所開設 所長(現任) 平成18年6月 日本エイム(株)監査役(現任) 平成19年4月 当社 監査役(予定)	

- (注) 1. 高井伸夫及び渡邊顯は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしております。
2. 所有株式数は、日本エイム株式会社の平成18年9月30日現在と株式会社エイペックスの平成18年10月31日現在の所有状況に基づき、株式移転の際の株式移転比率(日本エイム(株)1.14、(株)エイペックス1.00)を勘案して作成しております。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、当社グループの業務の健全かつ適切な運営の確保を行うため、グループ全体の管理を一元的に行います。

### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主重視の観点から意思決定のスピードアップを図り変化に柔軟に対応していくこと、経営の透明性の観点から経営チェック機能の充実を図ること、経営の健全性の観点から法令を遵守し、社会倫理に反することがないようにすることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針・目的と考えております。

### (2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

#### 取締役会

取締役は8名であり、毎月1回の定時取締役会と必要に応じて臨時取締役会を実施し、適時適切な意思決定を図る予定です。定款、取締役会規程、職務権限規程等に基づいた決議事項を協議するとともに、各取締役の職務執行や月次決算の報告を行い、経営課題を共有化する予定です。

#### 監査役・監査役会

当社は、委員会設置会社ではなく、監査役会設置会社であります。現状の規模であれば、監査役(監査役会)によるコーポレート・ガバナンスの強化が可能であると考えております。

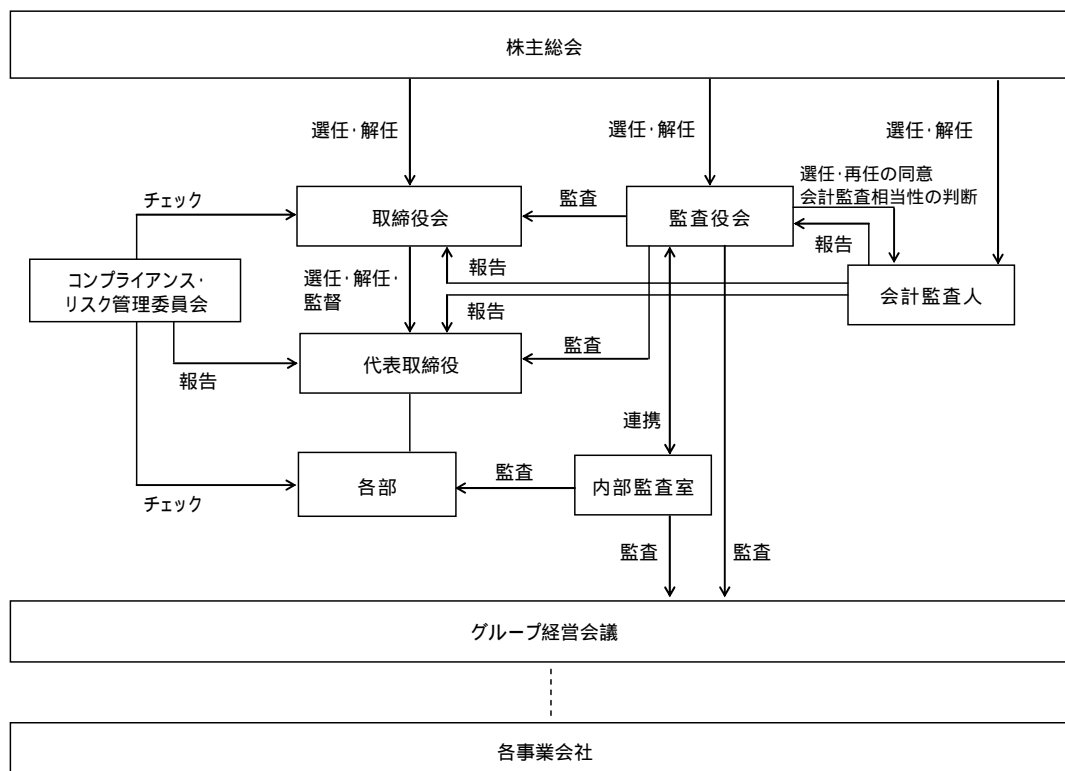
当社の監査役3名のうち2名が社外監査役となる予定です。常勤監査役を1名とし、取締役の職務執行を監査し、監査の独立性と実効性のある監査の実施が担保されます。

#### グループ経営会議

各事業会社の責任者と当社取締役が参加するグループ経営会議を四半期に1回実施する予定です。各事業会社の経営活動や月次決算の報告を行い各事業会社の経営課題の把握とともに、グループとしての管理・統制を行います。

#### コンプライアンス・リスク管理委員会

情報開示担当取締役、監査役、経営管理部責任者、総務法務部責任者、内部監査室責任者及び顧問弁護士が参加するコンプライアンス・リスク管理委員会を、毎月1回開催する予定です。グループ会社の開示情報管理、グループ全体としてのリスク管理を行い、コンプライアンス経営を推進します。



### (3) 内部統制システム、リスク管理体制及びコンプライアンス体制

当社は、内部統制システムに関し、以下のような体制を整備しております。

取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とし、顧問弁護士も参加する「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置しております。コンプライアンス推進については、「UTHコンプライアンス・マニュアル」を制定し、当社グループの役員及び社員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として業務運営にあたるよう、研修等を通じ指導する予定です。また、当社は社内通報制度や相談ダイヤル制度を設け、当社グループの役員及び社員等が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、取締役、総務法務担当部署、常勤監査役または顧問の社外弁護士等に通報しなければならないと定めております。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理全体を統括する組織として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設け、有事においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたることとしております。なお、当社は、平時においては各部門においてその有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に取り組むとともに、有事においては「UTH有事対応マニュアル」に従い、会社全体として対応する予定です。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行います。また、グループ経営会議を毎月1回開催し、各事業会社における経営状況の把握及び監督等を行います。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、グループ全体の目標を設定し、各事業会社においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する予定です。

なお、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、取締役の任期は1年となっております。

取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行います。また、情報の管理については、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護方針を定めて対応する予定です。

監査役を補助すべき使用人

監査役を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行うものとしております。

監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告いたします。また、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、コンプライアンス・リスク管理委員会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める予定です。なお、監査役は、当社の会計監査人となる予定の仰星監査法人から会計監査内容については説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る予定です。

リーガルリスクにつきましては、法務案件を全般的に総務法務部が管理します。重要な契約については、原則として弁護士による確認を受け、リーガルリスクの極小化を図ります。

コンプライアンスにつきましては、グループ行動基準において法令遵守の精神を掲げ、社員の法令遵守意識の向上や違法行為等の発生抑制・未然防止とその徹底に努めます。一方、経営の妥当性を高めていく観点から、内部監査を適宜実施することにより業務執行の妥当性を検証し、経営者に対して助言や提言を行う予定です。



(4) 内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続き並びに内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携の状況

内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続き

区分	人数	組織及び手続き
内部監査	1名	代表取締役直轄の内部監査室が担当します。内部監査計画に基づき、業務全般にわたる内部監査を実施し、監査結果は直接社長に文書で報告する予定です。
監査役監査	3名 (内：常勤監査役1名)	監査役は取締役会に常時出席し、法令、定款違反や株主利益を侵害する事実の有無について重点的に監査を実施する予定です。

内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携の状況

監査役と内部監査室は、毎月定期的に意見交換会を実施する予定です。具体的には、前月に内部監査室で行った監査結果を監査役に報告し、それに対して監査役は監査内容、監査重点項目についての助言を行います。そのことで監査テーマ、監査項目について理解を共有します。また、監査役会開催時には、事務局として内部監査室長が出席し、意思の疎通を図ります。

監査役と会計監査人は、定期的に会合の機会を設け、そこで必要な情報交換を行い、効率的な監査を実施します。

適時開示

当社は、ファイナンス企画部責任者を情報取扱責任者とし、経営上の重要な情報は情報取扱責任者に集約し、一元管理します。また、必要に応じて監査役、会計監査人及び弁護士等の監査及び助言を受け、取締役会に付議します。その後、取締役会決議事項と判断したものについては、適時開示の対象であるかどうかの意見を付して取締役会に付議します。取締役会で決議され、かつ適時開示の対象と判断された議案は取締役会の決議後すみやかに、また、取締役会決議不要な適時開示対象情報はファイナンス企画部で情報入手後すみやかに、情報取扱責任者の指示のもとファイナンス企画部が適時適切な情報開示を行います。

監査報酬の内容

第1期事業年度（自平成19年4月2日 至平成20年3月31日）につきましては、仰星監査法人と監査契約を締結する予定ではありますが、報酬額は未定です。

会計監査の状況

当社の会計監査を執行する予定の公認会計士は、安田莊助氏及び中川隆之氏であり、両名は仰星監査法人に所属しております。監査業務に係る補助者の数は未定であります。

(5) 社外監査役との人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害關係の概要

社外監査役と当社との取引関係その他の利害關係はありません。

## 第5【経理の状況】

当社は新設会社でありますので、記載しておりません。

## 第6【上場申請会社の株式事務の概要】

決算期	3月31日
定時株主総会	事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	3月31日
株券の種類	1株券 10株券 100株券
中間配当基準日	9月30日
1単元の株式数	-
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新株交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	-
株主名簿管理人	-
取次所	-
買取・買増手数料	-
公告掲載方法	当社の公告は電子公告の方法により行う。ただし、やむを得ない事由により電子公告による公告が出来ない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

## 第7【上場申請会社の参考情報】

### 1【上場申請会社の親会社等の情報】

当社には親会社等はありません。

### 2【その他参考情報】

該当事項はありません。

## 第二部【上場申請会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

### 第三部【特別情報】

#### 第1【上場申請会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

当社は新設会社でありますので、記載しておりません。